

【原産国 と 原料原産地】



食品の裏面表示（一括表示）に 原産国名 という表記がされている場合があります。ドライフルーツなどが単一商品で容器包装されているものなどは、大抵がこの原産国名が表示されています。このようなドライフルーツは、海外で製造された 輸入品 です。原産国名が表示されている = 輸入品ということです。

東京都福祉保健局の 食品衛生の窓 「輸入品とは」という項目では下記のように説明されています。

参照元 URL

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/hyouji/shokuhyouhou_kakou_countryoforigin.html

輸入品とは

- ・ 容器包装され、そのままの形態で消費者に販売される製品（製品輸入）
- ・ バルクの状態で購入されたものを、国内で小分けし容器包装した製品
- ・ 製品輸入されたものを、国内で詰め合わせた製品
- ・ その他、輸入された製品について、国内で「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない製品

なんとなく輸入品というと、海外で容器包装された海外パッケージのままで販売されているものなどをイメージするかと思いますが、輸入された原料を国内で容器包装されたものであっても輸入品です。ポイントは、国内で「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない製品ということです。海外で製造されたドライフルーツはバルク

の状態です。これを単純に小分けして国内で容器包装しただけであれば、「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていません。だから国内で容器包装したのも、輸入品のままです。その場合には **原産国名** を表示しなければなりません。

原産国についても、上記の **食品衛生の窓** で下記のように説明されています。

製品の原産国とは「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国」のことを指します。

ドライフルーツのように、農産物を乾燥や糖漬けなど単純な加工によって製造する食品の場合、「原産国」という言葉のイメージは、その農産物が栽培・収穫された国と捉える方もいらっしゃるかも知れません。

商品名：セルビア産 ドライストロベリー ホール ※一括表示での 原産国名：セルビア共和国

このドライストロベリーの苺はセルビアで栽培・収穫されたものだと思いますか？

セルビア産 ドライストロベリー と聞くと、セルビアで栽培・収穫された苺を使ったドライフルーツだと思いますよね？

実は弊社が輸入しているセルビア産ドライストロベリーは、過去に製造メーカーの変更がありました。前の製造メーカーではドライストロベリーの原料の苺には、ポーランド産の苺を使用していました。

前述の通り、製品の原産国とは「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国」のことを指しますので、ポーランドで栽培・収穫された苺を、セルビアにあるメーカーで果汁漬け・乾燥してドライストロベリーという商品を製造した場合は **原産国名セルビア** ということになります。

それを日本にバルクの状態です。これを日本国内で小分けして容器包装すると **輸入品** として、**原産国名セルビア** を表示して、セルビア産のドライストロベリーということになるのです。（現在のメーカーはセルビア産の苺を使っています）

ちょっとわかりにくいですね？

ちなみにナッツなどの原料も外国から輸入されますが、そのほとんどは生原料の状態です。我々が店頭で見かけるアーモンドやカシューナッツ、ピスタチオなどはロースト（焙煎）されたものが国内で販売されています。そのほとんどは国内でローストされていますので、これらはロースト（焙煎）という「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が国内

でなされているので、国内加工品となり、輸入品ではなくなります。輸入品ではないので、表示には **原産国名** がありません。

では、国内で加工されて、輸入品でなくなったら原産国名が表示されないのであれば、このアーモンドはどの国から輸入されたのかわからない、ということなのでしょうか？

食品流通のグローバル化に伴い、現在では国産に限らず、様々な国の原材料を用いた加工食品が流通することになりました。平成 13 年から加工食品に使用された原材料の原産地を商品に表示する **原料原産地表示制度** が一部の品目で義務化され、以後その食品群も拡大されましたが十分とは言えない状況でした。

そのため、全ての加工品 (**輸入品を除く**) を対象として、原料原産地表示を義務付けることとなり、平成 29 (2017 年) 年 9 月より食品表示基準が改正・施行されました。その後、令和 4 年 (2022) 年 3 月 31 日に経過措置期間は終了となり、本年 4 月より完全施行となっています。

ここで再度「輸入品」というキーワードが出てきましたが、最初にお話しした通り、バルクで輸入されたドライフルーツ原料を国内で容器包装したものは**輸入品となりますので、原料原産地表示制度の対象外**です。その代わりに、どこの国で製造され、輸入されたのかを示す原産国名が表示されているのです。

弊社が取り扱うドライフルーツ原料は輸入品ですから、そのバルク原料を日本国内で小分け包装して販売する際に原料原産地表示をする必要はありません。その点については弊社輸入商品の商品規格書に記載しております。

ただし、商品規格書ですから商品情報として原産国名とは別に、原料原産地名も記載しています。

たとえば、アメリカ産のドライアプリコット プレンハイム種であれば **原産国名：アメリカ** **原料原産地名：アメリカ (アプリコット)**。米国およびカナダ北東部でのみ自生するワイルドブルーベリーは、アメリカのメーカーで製造されていますので、**原産国名：アメリカ** **原料原産地名：カナダ、アメリカ (ワイルドブルーベリー)** となります。

先に話題にしたアメリカから生原料で輸入され、国内で焙煎されたアーモンド製品は、前述の通り国内加工品で輸入品ではありませんので、原産国名ではなく、原料原産地表示が義務付けられます。

原材料名：アーモンド（アメリカ） などの表示が多いと思います。

原料原産地の表示については複雑な部分もありますので、行政作成のガイドマニュアルなどを参照してください。

農林水産省 加工食品の原料原産地表示制度について

「新しい原料原産地表示制度-事業者向け活用マニュアル-」

（平成 30 年 1 月作成、平成 30 年 11 月改訂、令和 4 年 3 月修正）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/attach/pdf/gengen_hyoji-2.pdf

今後、弊社に商品のお問い合わせいただく際には「原産国が●●●のドライ△△△ある？原料原産地は■●■以外で」のように言っていただくと大変助かります。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。



株式会社 三海（サンカイ）

〒101-0021

東京都千代田区外神田 5 丁目 4 番 9 号 ハニー外神田第二ビル 1F

TEL : 03-3834-1756 FAX : 03-3834-1750